

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う電気料金の特別措置について

2021年2月1日
アンフィニ株式会社

平素はJapan電力をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気料金のお支払いにお困りのお客さまからお申し出があった場合は、電気料金のお支払い期日を延長すると特別措置などの対応を行っております。電気料金のお支払いにお困りのお客さまはお問い合わせ先までご相談ください。
なお、お支払い期日を延長すると特別措置の適用をご希望されるお客さまは、以下をご確認のうえ、お問い合わせ先までお申し込みください。

1. 特別措置の適用対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているまたは受けようとしているお客さま、または新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に電気料金のお支払いが困難であると認められたお客さま。

2. 特別措置の内容

電気料金の支払い期日を1ヵ月延長いたします。

3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ先（受付時間 平日9:00～18:00）

アンフィニ株式会社 Japan電力 新電力事業部 06-6631-3305

以上